

公益社団法人 ON THE ROAD 決裁権限規程

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人 ON THE ROAD（以下「当法人」という。）における役員および職員の地位にある者が業務を遂行する上で、その責任の明確化および業務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(決裁事項)

第2条

当法人の役職員が次の業務を起案し実行する場合には、事前に代表理事による決裁を経なければならない。

- (1) 理事会、その他重要な会議の開催に関する事
- (2) 監督官庁に対する重要な許可および承認の申請並びに報告に関する事
- (3) 役職員の人事、賃金、労働条件に関する事
- (4) 役職員の出張に関する事
- (5) 契約締結ならびに業務受委託に関する事
- (6) 取引金融機関の決定または変更に関する事
- (7) 寄付の受入、支出に関する事
- (8) 名義後援、協賛等許諾に関する事
- (9) 動産、不動産の賃貸借に関する事
- (10) 安全、衛生、防災管理に関する事
- (11) その他当法人の運営に関する重要事項に関する事

(報告事項)

第3条

役職員が次の事項を知り得た場合には、遅滞なく文書を作成し、代表理事若しくは代表理事が指定した理事（以下「指定理事」という。）に報告しなければならない。また、必要に応じて、代表理事若しくは指定理事に指示を仰がなければならない。

- (1) 役職員からの退職の申し入れに関する事
- (2) 役職員からの人事、賃金、労働条件等変更の申し入れに関する事
- (3) 業務上発生したトラブルに関する事
- (4) その他当法人の運営に関して必要な事項に関する事

(代表理事不在時等の決裁等)

第4条

1 代表理事不在時等で、緊急を要する第2条の業務の決済は次のとおり対応することとする。

(1) 緊急を要する業務で重要なものは、指定理事の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、遅滞なく代表理事の事後承認を得なければならない。

(2) 緊急を要する業務で重要でないものは、代表代行の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、遅滞なく代表理事の事後承認を得なければならない。

2 前項(2)の場合、及び第3条により報告を受け若しくは指示を行ったのが指定理事のみであるときは、指定理事は、遅滞なく代表理事に報告し、その指示を仰がなければならない。

(改 廃)

第5条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月15日理事会決議)

この規程は、令和5年4月1日から改定施行する。(令和5年1月26日理事会決議)